

令和6年度

教 育 要 覧



滑 川 市 教 育 委 員 会

☆表紙の絵

令和5年度

滑川市立東加積小学校6年

生駒 莉乃 さん

題名「私のアルトギター」

滑川市の歌

高島 高 作詞
信時 潔 作曲

いよいよと *mf*

1 れいほう たてやま おごそかに いまあさ あけの
2 日に日に あらたに さかえゆく くすりの みやこの

ひにはえる ひびきてやまぬありそうみ
名はたかく くーにの もと なる農一産一は

mf

悠一久一のみち一おしえうつ ここここにたちたる
ひ一ろくにほんに 覇をとの う ここここにたちたる

栄一光の ああわれらの市 なめりかわ たた
栄一光の ああわれらの市 なめりかわ たた

えん われらの市市 なめりかわ
えん われらの市市 なめりかわ

滑川市の歌

- 一、盤峰立山おごそかに
いま朝明けの陽にはえる
ひびきてやまぬ有磯海
悠久の道教え打つ
ここに立ちたる栄光の
ああ われらの市 滑川
たたえんわれらの市 滑川
- 二、日に日に新たに栄ゆく
薬の都の名は高く
国の本なる農産は
広く日本に覇を称う
ここに立ちたる栄光の
ああ われらの市 滑川
たたえんわれらの市 滑川
- 三、世界に比もなき蜚いか
海の神秘か蜚気楼
自然の美観にめぐまれて
正義進取の意気高し
ここに立ちたる栄光の
ああ われらの市 滑川
たたえんわれらの市 滑川





市 章

滑川市の源名「波入川」に
因んで波を図形に川を山形
に配し、市の形態である山、
平野、川、海を表徴したもの。

滑川市の歌（1954（昭和29年）. 2. 10制定）

高島 高（たかしま たかし）

1910（明治43年）～1955（昭和30年）

滑川市加島町生まれ 医師 代表詩集「北の貌」

信時 潔（のぶとき きよし）

1887（明治20年）～1965（昭和40年）

大阪府出身 東京音楽学校（現東京芸術大学）卒業

昭和38年11月文化功労者

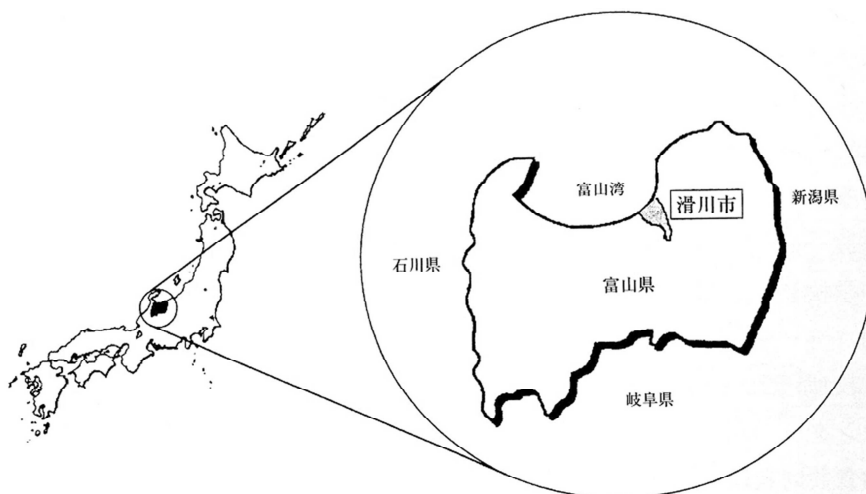
目 次

1	滑川市の概観	2
2	令和6年度滑川市教育委員会重点施策	4
3	令和6年度教育予算	24
	(1) 項目別予算額	24
	(2) 主な事業別予算額	25
4	教育行政の機構	27
	(1) 教育委員	27
	(2) 組織機構図	27
	(3) 事務分掌	28
5	学 校 教 育	
	(1) 小・中学校別学級数、児童生徒数及び教職員数	37
	(2) 学校施設一覧	37
	(3) 高等学校	38
	(4) 教育センター	38
	(5) 学校給食共同調理場	39
6	社 会 教 育	
	(1) 社会教育団体組織状況	40
	(2) 生涯学習	41
	(3) 施 設	42
	図書館・子ども図書館	42
	博物館	46
	地域交流センター	47
	生涯学習センター	48
	公民館	49
	地域交流センター〔青志会館〕	51
	働く婦人の家〔清風苑〕	52
7	生涯スポーツ	
	(1) スポーツ関係団体	54
	(2) スポーツ関係指導員	55
	(3) 各種スポーツ大会	55
	(4) 学校開放施設の利用状況	56
	(5) スポーツ施設	56
	(6) みのわテニス村	57
8	児童・母（父）子福祉	
	(1) 児童福祉	58
	(2) 母（父）子福祉	66
◇	資料	
	・指定文化財及び登録文化財	69
	・教育施設及び児童福祉施設	72

1 滑川市の概観

(1) 位置

滑川市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置し、富山湾に面しています。市の東側は早月川を境界に魚津市と接し、南西側は郷川とこれに合流する上市川を境界に上市町、富山市に接しています。また地形は、県の南東部に壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景とし、加積麓階と呼ばれる台地や上大浦を扇頂に、扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されています。



(2) 市勢一覧

① 市の広ぼう

面積 (k m ²)	ひろがり (km)		
	東西	南北	海岸線
54.62	8.5	8.5	7.9

② 人口 32,654人

男 16,050人 女 16,604人

③ 世帯数 12,955世帯

(令和6年4月1日「住民基本台帳」より)

④ 土地利用面積 (令和6年度「固定資産税概要調書」より)

総面積 (ha)	田	畑	宅地	山林	原野
5,462	2,245	54	993	285	19

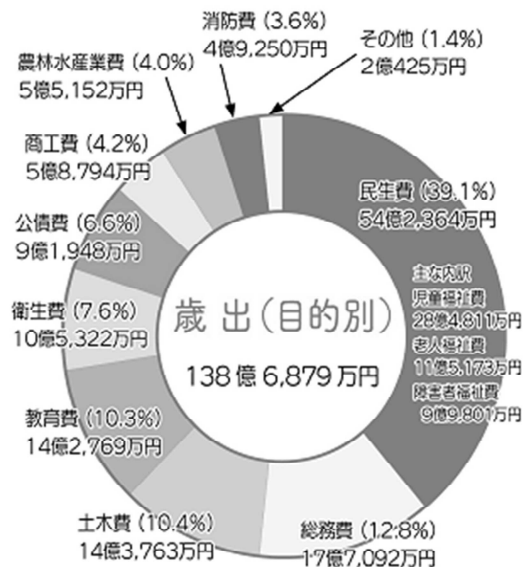
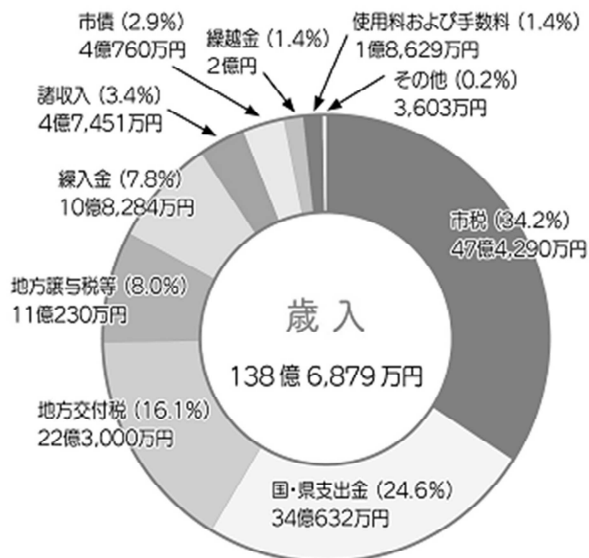
雑種地	その他
42	1,824

⑤ 産業別就業人口 (令和2年10月1日「国勢調査」より)

第1次				第2次			
農業	林業	漁業及び水産業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計
455	7	58	520	7	1,235	5,602	6,844
第3次						その他 (分類不能)	総計 (人)
卸売業及び小売業	金融保険 不動産業	運輸通信 ガス 水道業	サービス業	公務	小計		
2,184	459	1,022	5,392	465	9,522	443	17,329

⑥ 一般会計歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

一般会計 138 億 6,879 万円



() 内は構成比

一般会計・特別会計・企業会計を合わせて

総額 243 億 2,013 万円

<p>市民一人あたり 納める税金 145,247 円 使われるお金 424,719 円 (一般会計分)</p>	<p>民生費</p> <p>166,094 円</p>	<p>教育費</p> <p>43,722 円</p>	<p>土木費</p> <p>44,026 円</p>	<p>公債費</p> <p>28,158 円</p>
<p>総務費</p> <p>54,233 円</p>	<p>商工費</p> <p>18,005 円</p>	<p>衛生費</p> <p>32,254 円</p>	<p>農林水産業費</p> <p>16,890 円</p>	<p>消防費・ 議会費など</p> <p>21,337 円</p>

(令和6年4月1日現在の人口 32,654 人で算出)

令和6年度滑川市教育委員会重点施策

滑川市では、第5次滑川市総合計画の「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」の実現を市の目指す将来像と定め、教育と文化のまちづくりを推進しています。

この趣旨に基づき、滑川市教育大綱では、

- ◎ 健全な心を支えるたくましい体
- ◎ 自然と芸術に親しむ豊かな心
- ◎ 人間の生き方を考える優れた知性

の育成をめざす姿とし、

- 1 ふるさと滑川を支える人づくり
- 2 心と体の健やかで元気な社会づくり
- 3 結婚、妊娠、出産、子育て、教育の切れ目のない支援
- 4 図書、情報技術等を活用した人がいきいきと交流するまちづくり
- 5 防災と危機管理による安全な教育社会環境の整備

の5つを基本方針としています。

そのため、学校をはじめ関係機関、関係諸団体と緊密な連携を保ちつつ、

- 1 生きる力を育むための学校教育の充実
- 2 充実した人生を送るための生涯学習の推進
- 3 生涯にわたるスポーツの推進
- 4 子供の幸せを第一に考えた子育て支援

の四大指針のもとに諸施策を推進し、市民一人一人のより高い自己実現と温もりのある、郷土づくりに努めます。

I 生きる力を育むための学校教育の充実

=創造的活力を育む学校教育=

◎生きる力を育むための教育の推進

◎学校の伝統や地域の特性を生かし、創意に満ちた特色ある学校づくりの推進

1 確かな学力の育成

- (1) 各教科等の指導を通して、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することによって、児童生徒の学力の確実な定着を目指します。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、自ら学び、考え、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力の育成に努めます。
- (3) 「滑川市の姿」「のびゆくきょうど滑川」「なめりかわの自然」「室山野・東福寺野の台地をひらく」「光り輝く滑川の人物ものがたり」「郷土滑川のあゆみ」「滑川のジオパーク」等、地域の自然や歴史、先人の業績などを教材化した副読本を活用し、郷土への愛着と誇り、感動や感謝の心の育成に努めます。
市内にある文化財等を見学する「小学生文化財等見学事業」や、市内に所在する企業の生産工程や生産技術を見学する「小学生市内企業見学事業」を実施し、ふるさと教育の推進を図ります。
- (4) 互いに教え合い、学び合う、グループ学習や異学年交流学習を取り入れ、心が通い合う学習の場を設定して、児童生徒一人一人が、それぞれのよさや可能性を伸ばすことができるように努めます。
また、運動会・体育大会や学習発表会、文化祭等の学校行事を通して、児童生徒が一つの目標に向かい、成し遂げる喜びや感動を味わうことにより、協調性が養われるように努めます。
- (5) 「科学の時間」を通じて、科学・理数・ものづくり教育及び探究学習、問題解決学習を推進します。専科教員、観察実験アシスタントの配置とICT備品等、教育環境の充実に努めます。ICT活用、実験実習、プログラミング教育のための教員研修を実施し、各種団体、関係機関、企業等と連携し、出前授業等を実施するなど、未来の滑川を支える人材の育成を図ります。
- (6) 国のGIGAスクール構想に基づき整備している高速大容量の通信ネットワーク、校内LANや1人1台端末でのコンピュータを活用し、デジタル教科書やデジタル教材、各種支援ツールなどを効果的に使った学習活動の充実に努めます。また、AI的分析に基づき、一人一人の特性に応じた「個別最適化学習」に努めます。
- (7) 児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、情報ネットワーク上のルールやマナーの遵守、知的

財産権や個人情報の保護、人権に関する配慮等、情報化社会に対応できる人間形成に努めます。

(8) スポーツ・健康の森公園等や小・中学校におけるビオトープ造成や自然観察を通し、児童生徒が自然とふれあう機会を創出するなど環境教育を推進し、児童生徒の自然を愛する心の涵養に努めます。

(9) A L Tや英語活動支援員を配置し、デジタル教材や視聴覚教材、I C T機器を積極的に活用し、小学校では英語専科教員を中心に学級展開スタンダードをもとに、外国語科と外国語活動の指導に努めます。また、デジタル教科書活用の研究を行います。

さらに、それぞれの国の文化や習慣、ものの見方等の違いを認め、自他共に尊重し、国際化に主体的に対応できる児童生徒の育成に努めます。

(10) 富山県の令和のとやま型教育推進研究委託事業において「読み解く力」の育成に取り組み、全小・中学校を推進校として、授業における指導法の改善や家庭学習の充実を図りながら、児童生徒の学力の向上に努めます。

(11) 全小・中学校に司書教諭、学校司書を配置し、学校図書館機能の充実を図り、主体的・積極的な読書活動や学習活動の支援などにより、児童生徒の豊かな情操を育みます。

また、市立図書館や市立子ども図書館との連携を図り、学校図書館の計画的な活用、学校司書及び司書教諭の資質向上に向けた方策の在り方を研究するとともに、学校図書館の活動の充実努めます。

(12) 将来の夢や目標に向かって、果敢にチャレンジしていくための健康でたくましい心をもった力強い人間に育つよう、また、社会の変化に対応できる能力をもった人間に育つよう宿泊体験、ものづくり体験、ボランティア活動等の体験活動に取り組み、児童生徒の生きる力を育みます。

(13) 地域人材やボランティア人材の活用、体験活動や探究学習の学びの場を作ることに努めます。

(14) 特別支援教育体制の一層の確立・充実を図るため、スタディ・メイトの適切な配置や教育ソフトの導入、タブレットの活用など、特別な支援を必要とする児童生徒の援助・支援に努めます。

(15) 小規模校、小規模学級において、児童が多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会を得て、主体的対話的で深い学びを通じて学力の向上が図れるよう努めます。

(16) 国及び県の35人以下学級の実施と併せて、少人数指導、小学校における専科指導などを推進し、きめ細かで質の高い授業を目指します。

2 健康・体力づくり教育の充実

(1) 生きていくための根幹である「食」に関し、児童生徒が正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭の専門性を生かした指導を計画的に位置付け、「知・徳・体」を支える食育を積極的に推進します。

- (2) 学校給食は学校における食育・健康づくり教育の生きた教材であり、市内生産者と協力し、地場産物の供給を受け旬の野菜や魚を積極的に使い、生産者等と会食する「学校給食の日」や、ふるさと米づくり事業「田んぼの楽校」に参加した児童生徒が自然栽培米づくりを実際に体験し、収穫した自然栽培米を学校給食で味わうなどを通して、児童生徒が食への関心を深めて、食に対する感謝の気持ちを醸成するとともに、残食率の減少に努めます。
- (3) 一人一人の能力や特性などに応じた運動を推進し、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむ意識の向上に努めます。
- (4) 児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図るため、全小・中学校においてスポーツテストを実施し、その結果を踏まえた一校一実践運動を推進するほか、地域における優れたスポーツ指導者の活用に努めます。
- (5) 中学校保健体育における武道やダンスの必修化に伴い、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重しながら運動技能を高めるほか、ダンスによる表現や踊りを通じた交流から仲間とのコミュニケーションを豊かにすることなど、健康・安全に留意して運動をすることができる態度を育てます。
- (6) 市内小学校5、6年生がスポーツ・健康の森公園で一堂に会する学童体育大会や中学校での部活動、小・中学校が参加する市民体育大会、スポーツフェスタ、ほたるいかマラソン等、日頃学習した運動能力を競い、体力の向上を図るとともに、お互いの親睦を深めます。
- (7) 食中毒や感染症の正しい理解と予防に努めるとともに、保健指導や安全指導を適切に行い、健康で安全・安心な生活を送ることができるように努めます。
- (8) 食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じような給食を楽しめることを目指し、アレルギー除去食におけるアレルギー物質の対象品目を拡大し、安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- (9) 学校、家庭、地域が連携して、早寝・早起きや朝ご飯をしっかり食べるなどの望ましい生活習慣を身に付けさせ、心身の健康の保持・増進を図ります。
- (10) 学校保健会活動を通じて、健全な児童生徒を作るため、研究推進により実施指導をします。
- (11) 児童生徒の健康診断を行い、校医(市内の医師)から指導助言をいただき、また、感染症サーベイランスシステムを活用しながら感染対策や予防に努めます。感染症が流行した際などには、関係機関と連携し迅速な対応をするよう努めます。
- (12) 換気、手洗いの励行、必要に応じたマスクの着用、消毒作業などにより、学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の拡大防止の支援に努めます。また、学校外での拡大防止についての啓発を図ります。

3 心の教育の充実

- (1) 児童生徒の人権にかかわるいじめ、非行、暴力等や社会的に許されない行為を未然に防止するため、いじめ防止対策推進委員会を設置し、滑川市いじめ防止基本方針に基づいた対策を講じるとともに、道徳教育の強化や望ましい人間関係の醸成に努めます。
- (2) 一人一人が自他の生命を尊重し、互いにかげがえのない人間としての尊厳を認め、あらゆる偏見や差別をなくし、支え合い励まし合う温かい人間関係を構築するため、人権教育に関する研修会の開催やリーフレットを配布するなど、心豊かにたくましく生きる力を育む教育の推進に努めます。
- (3) 学校や家庭、地域社会等との連携に努めるなど、児童生徒を複数の視点で見守り、「心のサイン」や小さな変化を見逃さない体制づくりのため、地域ぐるみでの生徒指導を推進します。
- (4) 困難な状況に陥ってもくじけず、また緊張感のある場面でも普段通りの力を発揮できるよう、強い心の醸成に努めます。
- (5) 心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置とともに、教育センターの相談活動の充実に努め、教育支援センター「あゆみ」等での指導・援助を通して、不登校児童生徒の学校への復帰を支援します。
- (6) 地域の特性を生かした多様な体験活動を通して、豊かな人間性や主体性、社会性を身に付けるとともに、地域社会の一員としての自覚や規範意識を高め、思いやりの心や感謝・奉仕の心の醸成に努めます。その一環として、引き続き中学校において「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を実施します。
- (7) インターネット、携帯電話やスマートフォン、SNS等を使ったいじめや加害・被害事件、性に関する問題、薬物の乱用等について、関係機関と連携を図りながら児童生徒を自らつくるルールづくりをはじめ、学校保健会の事業等予防と健康教育に努めるなど情報リテラシー教育を進め、保護者の理解協力に努めます。
- (8) 総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する課題について学習する機会を設け、社会福祉施設の訪問や福祉体験活動、手話学習等、幅広い活動を取り入れ、思いやりの心を持ち、共に支え合って生きようとする児童生徒を育てます。
- (9) 経済的に困っている小・中学生の保護者に対し、就学援助の制度を設け、また、高等学校等に通学した生徒もしくは生徒の保護者に対し、通学に係る交通機関の定期券購入や教科書等購入にかかる費用を支援するとともに、高等学校生等の保護者や大学生等に対し、給付型・貸与型奨学金の制度を活用するなど、教育の機会均等に努めます。
- (10) GIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末を活用して、オンライン教育を充実させることにより、不登校児童生徒の学ぶ機会を確保し、多様な成長を支援し、孤立することを防ぎます。

- (11) 経済的理由などで学業不振の児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対して、年齢が近く関わりやすい大学生が、オンラインで個に応じた学習支援や悩み相談等を行うことにより、学習意欲の向上や学力の定着に努めます。

4 教員の指導力・人間力の向上

- (1) 学校教育の直接の担い手である教員には、教育者としての熱意と使命感をもって、児童生徒に対する思いやりと愛情、教育に関する専門的知識や豊かな教養等、これらを基盤とした実践的指導力が求められていることから、教員自ら、常に問題意識をもち、自己研鑽に励むよう意識改革に努めます。
- (2) 優れた教育理念や指導技術を継承し、教育への情熱や使命感を高めるとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、一人一人に応じたきめ細かい学習指導や生活指導を行うことができるように努めます。教科書改訂に伴う教科書、指導書、図書教材等を整備し、指導の充実に努めます。
- (3) 体罰は絶対に許されないものであり、体罰に関する教員の意識改革を行うとともに、児童生徒の人権を尊重し、児童生徒との信頼関係の醸成に努めます。
- (4) 指導主事等を配置するなど、教育センターの機能強化を図りながら、管理職研修会や若手教員等を対象にした研修会、生徒指導研修会を開催するなど、教員の実践力や指導力の向上に努めます。
- (5) 教員一人一人が、学習指導要領の趣旨を理解し、時代の変化に即した学習指導方法等を自発的・自主的に研究できるよう支援するなど、教員の意識の向上に努めます。また、保護者と地域住民の学校運営への参加を促進し、連携して生徒指導に取り組むなど、一人一人がより誇りをもてる学校づくりに努めます。
- (6) 児童生徒の学力向上に資するため、富山県教育委員会が実施する学校訪問研修等を活用し、教員の授業力の向上等に努めます。
- (7) ICT支援員を配置し、ICTを活用した効果的な教科指導方法や授業力を高めるための支援体制の充実に努めます。
- (8) 教育課程の編成・展開の研究を進め、学習を援助するICT教育機器の活用方法の研究や操作等の研修を進めます。また、「探究・科学教育」と読解力の向上を目指した授業改善を推進するため、教職員を対象に理系・文系を融合しながら深く探究し、「問題解決能力」と「知識を活用する力」の育成に関する研修会を開催します。
- (9) 創意と責任ある教育活動が展開できるよう、ライフステージに応じた研修や学校組織マネジメント等の課題に対応した研修など、内容や方法を工夫し実践的な指導力を高める研修の充実に努めます。
- (10) 小学校に入学した児童が集団行動を取ることができないなどの、いわゆる「小1プロブレム」の解消

に向け、幼小の連携・接続を図るための連絡協議会等を設置し、保育や教育に対する相互理解を深め、幼児児童の発達の段階に応じた指導ができるように努めます。

- (11) 中学校に進学した生徒が学習内容の変化や人間関係等になじめないなどの、いわゆる「中1ギャップ」の克服を目指し、小学生による中学校の授業体験を実施するなど、中学校生活に対する不安を解消するほか、小・中の教員が相互に授業を参観するなど、異校種間の連携の在り方を工夫・改善しながら、スムーズな小・中学校の接続に努めます。
- (12) 児童生徒が、将来の生き方に結び付いた進路を選択するにあたって、必要とされる自己理解を深める進路相談ができるよう教員の資質の向上に努めます。
- (13) いじめの正確な認知に関する教職員の共通理解を図り、いじめや問題行動等に対する生徒指導体制を整えるとともに、いじめ防止対策推進委員会や生徒指導連絡協議会を開催し、教員の指導力の向上を図るほか、専門機関との連携や地域の関係団体等の協力を得て、地域の実情に即したきめ細かな生徒指導の充実に努めます。
- (14) 学校教育を担う教職員が、心身ともに健康で意欲と使命感をもって教育活動に専念できるよう、ストレスチェックや必要に応じた産業医との面談等を行い、疾病の未然防止や心と体の健康管理の充実に努めます。
- (15) 教職員に健康診断を義務付け、健康管理に努めます。
- (16) 夏季休業中に学校閉庁日を設けることや、市立中学校部活動の方針のもとに、部活動指導員を配置するなどし、教職員の負担を減らすとともに、出退勤管理、学校内の情報共有等に使用する学校用グループウェアの導入により、勤務時間を客観的に把握・集計し、教職員全体の働き方に関する意識改革を図り、教職員の在校等時間を国の指針で示された「1か月45時間」以内とします。また、働き方改革について保護者あての案内文を配布し、保護者の理解を得ます。
- (17) 日頃から滑川市職員としての自覚と品位を保持するよう、教職員の意識の高揚に努めます。
- (18) 教職員自らが、児童生徒の手本となるよう、道路交通法をはじめとする関係法令等を遵守するなど、教職員の綱紀の保持に努めます。
- (19) 教育長をはじめとする教育委員が、各学校を訪問し、教職員と直接意見交換をする「教育長出前講座」を実施し、教員と市教育委員会との共通理解を深めながら、全教職員が一丸となって学校運営を推進するよう努めます。

5 学校・家庭・地域の連携による教育力向上の推進

- (1) 全小・中学校において学校支援ボランティアを活用するなど、学校から家庭や地域へ積極的に情報提

供するとともに、保護者や地域の人々の声を聞くなど、地域や社会に開かれた信頼される学校づくりを一層推進し、特色ある教育活動を展開します。また、学校区を中心とした地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、これまでの学校評議員・評価制度を見直し、地域と学校が連携・協力したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について、導入に向けた計画を策定します。

- (2) 育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域に周知することで、目標を共有し、実現に向けて、一体となって取り組むよう努めます。
- (3) 親が自信をもって子育てを行い、子供に社会的マナーや善悪の判断、忍耐力、思いやりの心などを育むよう、親学びの普及に努めるとともに、保護者・学校・地域が一体となって家庭の教育力の向上に努めます。
- (4) 企業との連携協力による「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業や出前授業、小学5年生を対象にした市内企業見学、地域の方々の協力による小学生文化財見学事業のほか、公民館等を核とした交流活動を推進するなど、地域社会の教育力の向上に努めます。
- (5) 中学校における部活動（運動部・文化部）の地域連携・地域移行に向けて、学校、保護者、地域社会が協議を進め、よりよいかたちの部活動について実践し検証を進めます。
- (6) 市内中学校に部活動指導員やスポーツエキスパート等を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒の技能向上に努めます。
- (7) 学校体育施設をはじめとする諸施設の市内小・中学生の利用と夜間照明の無料化を行い、施設開放を推進し、諸団体の理解と協力を得ながら地域との連携を図ります。
- (8) 保護者や地域の人々の協力を得ながら、ビオトープを活用した体験活動を行うことにより、学校と地域が一体となった環境教育の推進に努めます。
- (9) 地域の優れた人材や教員OBなどを講師として補充学習等に活用するなど、地域の状況を踏まえた特色ある学校づくりに努めます。
- (10) ICTを活用し姉妹都市や海外の学校等とのオンライン交流を行うなど、姉妹都市や海外の歴史や外国語等の文化に触れ、異文化の理解を深めます。
- (11) 観光遊覧船「キラリン」に乗船し、富山湾や立山連峰を見学し、水産研究所での魚の学習を通し、滑川のジオパーク等ふるさと滑川の学習を深めます。

6 安全・安心対策の充実

- (1) 地震や津波、洪水などの自然災害発生時に備え、日頃から、どんな場合でもどこからでも避難経路

を確認できるようにして、各学校の実情に応じた定期的な避難訓練の実施や避難誘導マニュアルの見直しを行い、児童生徒の安全確保に万全を期すと共に児童生徒の安全意識の高揚に努めます。また、学校施設が避難場所として利用されることに備え、日頃から救急備品、太陽光発電、水、トイレの利用等に習熟するよう努めます。

- (2) 熱中症対策として、児童生徒の安全を最優先に考え、各学校で暑さ指数を小まめに確認し、一定の数値を超えた場合は、屋外での活動を控えるなどの対策を進めます。また、市内全小・中学校に設置したエアコンや冷却機器、体の蓄熱を避けるための冷却グッズの着用を有効に活用し、児童生徒の学習しやすい快適な学習環境の整備に努めます。
- (3) 学校施設の長寿命化計画を策定し、各学校施設の長寿命化に努めるとともに、個別の施設管理計画を策定し、中長期的に必要な維持管理費用について検討します。
- (4) 学校内外の施設設備を常時点検し、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう万全を期すとともに、防犯上の十分な安全を確保するため、常に危機意識をもち、学校管理の点検や緊急時に備えた校内体制の整備に努めます。学校の遊具、電気設備等を修繕するなど緊急営繕、予防保全改修に努めます。
- (5) 学校防災施設設備を常時点検し、災害の未然防止に努めるとともに、緊急時の備えに万全を期します。
- (6) 学校における指導はもとより、学校安全パトロール隊による活動など、地域ぐるみでの見守り体制を構築し、児童生徒の通学についての安全管理に万全を期します。
- (7) 学校内で発生する事故に備え、危機管理マニュアルを常に見直し、全教職員が共通理解をします。また、校舎外からも利用可能となっているAEDを活用できるよう全教職員に救急救命処置法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法の講習会等を開催し周知徹底を図ります。
- (8) おおむね洋式化した学校のトイレを、児童生徒が快適に利用できる環境整備に努めます。
- (9) 県・市の担当者、関係機関と一緒に通学路合同点検をし、児童生徒が、安全な通学ができるよう努めます。
- (10) 防犯カメラを未設置の学校に順次設置し、全ての学校に設置するオートロックの防犯設備に加え、危機管理マニュアルに基づき防犯体制の強化を図ります。
- (11) スクールガードリーダーを配備し、市内のパトロールを通じて、交通安全対策や不審者等の対策に努めます。
- (12) 南部小学校旧山加積校区の児童に対し、スクールバスを運行し、安全な通学に努めます。
- (13) 各学校のグラウンド整備を計画的に進めることにより、児童生徒が快適に運動できる環境整備に努めます。

- (14) メールシステム（「あんしんメール」）を利用して、不審者情報や気象情報、災害情報等を迅速に保護者や地域の安全パトロール隊等へ通知し情報を共有することで、学校と家庭、地域が連携した児童生徒の安全安心確保に努めます。

Ⅱ 充実した人生を送るための生涯学習の推進

＝心豊かで創造性あふれる人づくりを目指す生涯学習の推進＝

◎豊かな個性と創造力を育む生涯学習の推進

◎学校・家庭・地域社会の緊密な連携による青少年の健全育成

1 生涯学習体制の充実

- (1) いつでも、どこでも、誰もが、自ら気軽に学べるよう、各世代に対応した生涯学習の推進に努めます。
- (2) 県や市町村の生涯学習施設を結ぶ生涯学習情報提供ネットワークシステム「とやま学遊ネット」の活用により、県内の各種の催しや施設・人材・資料等の情報を手軽に市民が入手できるように努めます。
- (3) 社会のデジタル化に対応できるよう、スマホ教室等を開催するとともに、SNSの活用により、様々な世代に対し積極的な情報発信に努めます。また、全地区公民館に整備したWi-Fiを活用し、各地区公民館を拠点とした、地区のデジタル化を推進します。
- (4) 生涯学習センターを市民の生涯学習活性化のための中核として機能させ、更なる地域活性化の促進と生涯学習の振興を図ります。また、各種教養講座の充実に努めます。
- (5) 中央公民館及び地区公民館を地域の学習の場として充実させ、ふるさと教育や家庭教育、体験学習の推進に努めます。
- (6) 市立図書館については、1階・2階・4階の空きスペースを活用し、様々な特集を年間通して企画するほか、喫茶コーナーの運営やミニコンサート等のイベントの開催、3階催事室及び4階展示スペースでの作品展示に加え、博物館のサテライト展示を通じて、より市民に親しまれる図書館を目指します。
また、若者の活字離れに対応するため、ヤングアダルト向けの図書の充実に努めるほか、市内外の中学校・高校の生徒が作成した作品（書画、壁新聞など）の展示やインターンシップ受入れ時の学生・生徒が作成したポップ「おすすめ本の紹介」を掲示するなどしながら、中高生の利用促進を図ります。
- (7) 子ども図書館の絵本や児童書を充実し、ブックスタート事業や絵本を通じたイベント等を実施し、子供と本のふれあいの場とするとともに、子育て世代の情報交換、交流の場とし、まちなかの子育て交流施設として、更なる多世代の交流促進や賑わいに繋がります。

また、「第3次滑川市子ども読書活動推進計画（令和5年度～令和9年度）」に基づいて、子供たちの読書普及に努めます。子供の読書活動の推進のため、学校・地域等関係機関と連携して、読み聞かせ講習会や司書研修等を実施し、子供の読書意欲を高める環境を整備します。市内小学校等へ職員や講師が出向く「出張おはなし会」や市内の幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童育成クラブへの「出

前講座」を開催します。また、「学校図書館支援事業」として、各学校へ朝読書用図書の貸し出しや、学校司書を通じて、授業に必要な図書の貸し出しを行います。

「放課後子ども教室」を実施し、図書館資料を使った調べ学習やプログラミングについて学ぶことができる場を設け、調べ学習やプログラミングの楽しさを実感できるよう努めます。

- (8) 博物館で収蔵している郷土関係資料等について、適正な管理体制の構築を図るとともに、収蔵品展等を行うことで、収蔵資料の一層の活用に努めます。

1階ロビーに設置したカフェコーナーでは、富山平野、富山湾や能登半島を望むことができる景観を活かし、観覧前後にくつろげる空間を提供しています。

また、俳句教室や子供の科学探究心育成を目的として自然観察教室・天文教室等を開催し、博物館機能の充実を図ります。

- (9) 働く婦人の家、青志会館において、教養教室を開設するほか、育成サークル・自主サークル等、技術習得や仲間づくりの場として、多彩な教室を開催します。生活の向上や福祉の増進に寄与する施設として、市民のニーズを反映した運用に努めます。

- (10) 生涯学習情報紙「遊学のまち」を全戸配布し、市民の生涯学習に関する意識の啓発に努めるとともに“一市民一学習一参加”の促進に努めます。

2 心ふれあうコミュニティの推進

- (1) 市民の生活条件や年齢に応じ、生活に結びついた知識や技術を身につける学習の機会を幅広く提供し市民一人一人が社会の一員として尊重され、温かい人間関係と地域の連帯のなかで、未来に希望をもって生きることのできる心豊かなコミュニティづくりに努めます。
- (2) 地域住民の自由な発想による特色ある活動を促進するため、地区公民館を中核とした心豊かなまちづくり事業に取り組むとともに、地域を盛り上げる行事やイベントを開催します。
- (3) 社会教育団体の育成強化に努め、ボランティア精神の啓発と実践活動を展開します。
- (4) 「滑川市男女共同参画計画～第3次ときめきかがやきひかりのプラン後期実施計画～」に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざし、地域に根ざした啓発活動を推進します。
- (5) 発想力と突破力にあふれた若者や女性の活動を支援するために、若者・女性活動支援ディスカッション事業を実施し、当事者の方々から直接意見を聞く場を設けます。

3 青少年の健全育成と家庭教育の充実

- (1) 青少年が感動を得ることができる体験活動や奉仕活動等の地域活動の場を増やし、積極的に参加する

機会を提供することを通して、青少年の健全育成に努めます。

- (2) 社会環境の浄化・非行化防止に対し隣接市町村とのネットワーク化を図り、少年補導センターや青少年育成市民会議を中核として活動を推進します。
- (3) 満20歳を対象に、「なめりかわ二十歳の式典」を開催し、ふるさと滑川の将来を担う青少年の新たな希望と自覚を促し、社会貢献に対する意欲を高めます。
- (4) 家庭教育はすべての教育の出発点であるため、就学時健診時の子育て講座や乳児から中学生の子供をもつ保護者を対象とした『親を学び伝える学習プログラム』（県教委発行）を利用したワークショップを開くなど、「親学び」の機会の充実を図り、家庭教育力の向上に努めます。
また、PTAや青少年育成に係る各種関係団体等と連携し、青少年健全育成に関する講演会を開催します。
- (5) 世代間交流やふるさと再発見のふれあい事業を通じ、地域の教育力の向上に努めます。また、様々な学習講座の講師として地域の人材の活用を図ります。
- (6) 姉妹都市豊頃町へ小学生を派遣し、豊頃町の小学生との交流を通じて、相互理解と友好親善を図ります。
- (7) ディスカバー滑川ふれあい事業で、子供と保護者が一緒にふるさと滑川のよさを再発見できるよう、自然や歴史文化にふれ合う体験活動を実施します。また、なめりかわ未来学校事業で、小中学生等に対し、自分たちで課題を発見し、解決するための能力を養うこと、市内企業との関わりなどを通じ滑川での「楽しい」という思いを体験することにより、自分たちの力でより良い「滑川」の未来を創る力を養います。
- (8) 姉妹都市シャンバーグ市のドゥーリー小学校と東加積小学校等の児童生徒の交流やオンライン交流を推進するとともに、両市の交流の継続に努め、異文化・多文化を知り、相互理解を深める他、滑川高校の国際交流を支援するなど、国際的視野を持つ人材の育成に努めます。

4 芸術文化の振興と文化財保護

- (1) 科学技術が目覚ましく進歩し、情報化社会が大きく進展する中で、豊かな個性と創造力を育み、自然と芸術を愛し、市民一人一人の心が通い合う安らぎと潤いのある地域社会を指向していきます。
- (2) 「香り高い文化のまち滑川」を目指し、博物館の展示室を活用して優れた芸術作品の鑑賞や芸術・文化活動を奨励するなど、文化施設の整備充実や芸術文化団体の育成に努めます。また、文化・スポーツ振興財団が実施する文化事業等を助成します。
- (3) 児童生徒による優れた美術作品を市内公共施設等に展示し、市民へ芸術鑑賞の機会を提供します。

- (4) 伝統芸能の保存と継承を図るため、地域に伝わる郷土芸能について全小・中学校へ講師を派遣し、児童生徒への郷土芸能の伝承活動を推進します。また、国指定重要無形民俗文化財「滑川のネブタ流し」に関して、保存会や地区公民館等と協力して、小学生等への伝承活動を実施します。
- (5) 立山黒部ジオパーク現地見学会を実施し、郷土の自然・文化・ジオサイトの学習機会の拡充に努めます。
- (6) 発掘調査等を通じて、埋蔵文化財の保存と活用を進めます。また、市内に所在する古建築物を調査し、歴史的価値の発見に努めるとともに、文化財全般の保護・愛護活動を推進します。
- (7) 市博物館で、特別展「滑川のネブタ流し展（仮題）」を開催します。企画展として、「中・下新川の縄文後期展（仮題）」、「昔の暮らし」をはじめとした収蔵品展も行います。また、市美術展をはじめ、美術協会展、美術各分野の連盟展等を開催し、市民の芸術活動の振興に努めます。
- (8) 小・中学生等を対象として、優れた指導者による音楽教室、音楽鑑賞会を開催して、音楽技能の向上を支援します。
- (9) 芸術・文化・学術に関する学校部活動、児童生徒の保護者や地域の方々が参画する地域部活動等において、全国大会等に出場する児童生徒・団体に対し、奨励金を交付し活動を支援します。

Ⅲ 生涯にわたるスポーツの推進

＝健康で潤いのある生活を目指した生涯スポーツの推進＝

- ◎スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ◎競技力向上とスポーツ団体の育成
- ◎子供の運動能力と体力の向上
- ◎観るスポーツ・支えるスポーツの推進

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進と参加機会の拡充

- (1) 「生涯スポーツ社会・健康寿命延伸都市」実現に向け、本市のスポーツ振興の新しい目標と方策を定めた「滑川市生涯スポーツプラン（平成28年度～令和7年度）」の計画に基づき、振興方策について推進していきます。
- (2) 子供から高齢者まで、誰もがそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じ、継続的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブ「なめりCANクラブ」を積極的に支援し、本市スポーツ推進委員協議会等関係団体との連携を強化し、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに努めます。
- (3) （公財）滑川市スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携協力し、市民参加型の総合スポーツイベントとして「市民スポーツフェスタ」等を開催し、市民がスポーツに親しむ機会をより多く提供します。
- (4) スポーツに関するイベントや教室の開催等について、市の広報誌やホームページ、「市スポーツ協会」、「なめりCANクラブ」の広報誌やホームページに掲載し、また、ケーブルテレビを活用して、広く市民に情報を提供します。
- (5) 各種大会や競技会の誘致に努め、市民が直接的・間接的にスポーツにふれる機会の拡充を図ります。
- (6) 市民のレクリエーションに対する意識を継続、普及するために、川淵三郎杯ウォーキングフットボール大会の開催等により、市民の誰もが楽しめる生涯スポーツの普及に努めます。また、スポーツ・健康の森公園を市民が活用する機会として滑川ほたるいかマラソンやスポーツ教室など市民参加のイベントを開催します。なめりかわ健康ポイント等の健康づくり事業を実施し、運動・健康づくりを促進します。
- (7) 市民の健康増進を目的に、ウォーキングを推進し、ウォーキングコースの誘導看板の整備やイベントの開催等により、「なめりかわウォーキングコース」の周知・活用に努めます。

2 スポーツ団体の育成と支援

- (1) 各種スポーツ団体が競技力向上と競技人口の拡大を図るため、スポーツ団体への育成、支援するとともに、市民体育大会を開催し、中核となる(公財)滑川市スポーツ協会の組織強化に努めます。
- (2) スポーツ少年団等の組織充実を図るとともに、指導者の資質向上を目的とした講習会の開催や、子供たちが生涯にわたりスポーツに親しむための基礎づくりに努めます。
- (3) 全国大会等の各種競技大会・スポーツ大会への選手出場に対し支援します。

3 スポーツ指導者及びスポーツボランティアの育成と支援

- (1) 競技指導者の資質の向上や増員を図るため、応急手当や指導方法等の研修として「市民スポーツ大学(スポーツリーダー養成プロジェクト)」を開催し、スポーツ指導者の養成を図り、また、休日の中学校運動部活動の地域連携・地域移行に向けた指導者の確保につながるよう努めます。
- (2) 地域におけるスポーツ活動の推進を図るため、市スポーツ推進委員協議会等の研修を充実し、地域に根ざしたスポーツ指導者の育成に努めます。
- (3) 各種イベントの運営等に協力してもらえるスポーツボランティアの育成・支援に努めます。

4 幼稚園・保育所・認定こども園・学校・家庭・地域が連携した児童生徒の体育・スポーツ活動の充実

- (1) 学校やスポーツ少年団、なめりCANクラブ等との連携を図りながら、体力づくりノート「みんなでチャレンジ 3015」や「楽しい運動遊びハンドブック・DVD」のほか、「健康づくりノート」(とやまゲンキッズ作戦)等を活用し、生涯にわたりスポーツを実践しようとする運動の習慣化と体力の向上を図り、健康でたくましい子供を育成します。
- (2) 本市の子供の体力向上、運動の習慣化について、学校・家庭そして地域が連携して取り組めるよう支援します。また、運動能力・体力向上のための活動及び啓発活動を積極的に支援します。
- (3) 幼児期からの運動促進について、幼稚園・保育所・認定こども園及び家庭との連携、普及、啓発をすすめ、また、小学生の体力づくりとの統合を図りながら、運動好きな子供の育成を目指します。
- (4) 「宇津木妙子杯ソフトボール交流大会」の開催等により、トップアスリートや一流の指導者を招き、子供たちの競技力向上を支援します。
- (5) 市スポーツ協会、競技団体や地域と連携し、小学生低学年を対象としたスポーツ教室の開催や中学校部活動へ地域スポーツ指導者やスポーツエキスパートを派遣する活動を推進します。
- (6) 中学校運動部活動やスポーツ少年団等のジュニア層の競技力向上を図るため、各種トレーニング講習会等を実施し、基礎体力・競技力の向上、運動知識の獲得を目指します。

- (7) 土日の中学校部活動の段階的な地域連携・地域移行に伴い、市スポーツ協会や競技団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、子供たちの活動場所の確保や競技力向上等を目指し、地域全体で子供たちの健全な育成を支援します。オリンピック・パラリンピックや世界大会等で活躍した選手やコーチ（指導者）を「夢先生」として迎える特別授業を開催します。

5 スポーツ施設の整備充実と有効利用の促進

- (1) 本市のスポーツ振興の拠点となる市総合体育センターの整備充実を図るとともに、一層の利用サービスの向上に努めます。
- (2) 地域スポーツ活動の場として、学校体育施設を広く市民に開放し、スポーツ人口の拡大を図るとともに、施設の管理及び利用者のマナー向上に努めます。
- (3) みのわテニス村の利用促進を図るため、施設の整備充実のほか、部活動やサークル等団体利用者への積極的なPRに努めます。
- (4) 陸上競技場、サーキットトレーニング場、多目的芝生広場、ランニング走路、屋内運動場（KENKO DOME）などを備えたスポーツ・健康の森公園と市総合体育センターをスポーツ振興、健康・体力づくり、交流の拠点として、サン・アビリティーズ滑川、滑川室内温水プールとも連携しながら利用促進とサービス向上に努めます。
- (5) 指定管理者や県サッカー協会等と連携し、フットボールセンター富山のさらなる利用促進とサービスの向上に努めます。
- (6) 市内スポーツ少年団、中学校運動部活動が市総合体育センター、スポーツ健康の森公園内施設、野球場、テニスコートを有効利用し活動を充実できるよう、引き続き施設の使用料を無料とします。
- (7) 60歳以上の市民5名以上で構成された団体の市総合体育センターアリーナの利用料を無償化し、高齢者の健康寿命の延伸や健康の維持・増進を目指します。

IV 子供の幸せを第一に考えた子育て支援

＝子供を産み・育てやすい環境づくりの推進＝

◎子育て支援サービスの充実

◎子供の心身の健やかな成長に資する環境の整備

1 経済的負担の軽減

- (1) 国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる住民税非課税世帯以外の第1子について、0歳～2歳の保育料を半額、第2子以降について保育料を無料とし、3歳～5歳の子供の副食費について補助を実施するとともに、インフルエンザ予防接種費用助成などとあわせ、引き続き子育て世代の保護者の負担軽減に努めます。
- (2) 子ども医療費助成の対象を高校生等18歳到達の年度末まで拡大し、また、妊産婦やひとり親家庭の医療費の負担を軽減するための医療費助成制度を継続します。

2 子供の健全育成

- (1) 子供たちや保護者、地域住民が「元気になれる場」を基本コンセプトにした市木材をふんだんに用いて建設した児童館において、季節の行事などをはじめ、アウトドア広場での野外活動や自然体験など多彩なイベントを実施します。
- (2) 民生児童委員、子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施により指導者の資質の向上を図り、地域での子育て支援の充実に努めます。

3 教育・保育施設における支援の充実

- (1) 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、「第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」のもと、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備と子ども・子育て支援施策の充実に努めてまいります。
- (2) 入所需要に応じて定員を見直し、利用者のニーズに対応した施設整備等を促進するとともに必要な保育士・保育教諭等を確保し、教育・保育の質や専門性の向上を図るため研修の充実に努めます。
- (3) 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、障がい児保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を行う保育所等の拡充に努めます。
- (4) 保育に特別な配慮を必要とする幼児が増えてきていることから、専門の相談員等が保育所等を巡回訪

問し、現場の保育士等や保護者の相談に応じ早期の発見により一人一人の特性に合わせた指導に努めます。

- (5) 特色ある教育・保育内容を実施するため、各保育所等の実情に合わせて、地域住民との世代間交流事業をはじめとする地域活動事業に取り組む体制の整備に努めます。
- (6) 私立保育所等の改築や大規模な修繕等に対し、助成を行います。

4 保育所、幼稚園、認定こども園等での食育の推進

0歳から8歳までの食習慣が一生の食習慣に大きく影響すると言われていたため、この時期に正しい食習慣を身に付けることはもとより、食を通じた豊かな人間形成を図るため、食事の時の挨拶やマナーを身に付け、感謝の気持ちを育むための食育活動を保育所、幼稚園、認定こども園等で実施します。

5 幼小連携・接続の体制づくり等の推進

子供たちの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の関係者による合同研修会や、相互参観等小学校区での交流を実施し、互いの理解や連携を深め円滑な接続を図ります。

また、特別な支援が必要な幼児に対して、個別の支援内容を共有し引き継いで行くための取り組み「育ちの支援・引継ぎシート」の周知と定着に努めます。

6 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) 放課後等に留守家庭の児童が安心して活動できる場を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を目的として、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の場を提供する「放課後子ども教室」を全小学校区で引き続き実施していきます。放課後子どもプランに基づき、両事業の一体的な実施を推進していきます。

保護者や地域との連携、両事業の連携を推進することで更なる充実を図るとともに、放課後児童クラブにアドバイザーを派遣し、支援員の質の向上に努めます。

- (2) 児童館において「土曜子ども教室」、子ども図書館において「放課後子ども教室」を実施し、週末・放課後等における地域の子供たちの安全・安心な活動拠点を提供します。また、未来を担う子供たちの育ちをバックアップし、保護者への子育て支援を行います。
- (3) 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員とする地域相互援助組織（ファミリーサポートセンター）の利用促進に努めます。
- (4) 地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援などを行う地域子育て支援センター等の利

用促進に努めます。

7 子育て支援のネットワークづくり

- (1) 子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを整備するとともに、子育て支援センター、子ども図書館、児童館、子育てサークル、健康センター、かかりつけ医、及び子育てボランティア等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実に努めます。
- (2) 子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- (3) 市ホームページ、子育てガイドブックによる分かりやすい子育て支援サービス情報の提供に努めます。孫とおでかけ支援事業、病児保育事業等における周知を図っていきます。

8 子供の心身の健やかな成長に資する環境の整備

- (1) 子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、地域全体で支援する機運の醸成に努めます。
- (2) 児童虐待の発生予防及び早期発見のため、こども家庭センターが各機関との連携強化を図り、情報共有に努めるほか、子供の貧困対策の施策を進め、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行います。また、適切かつ早期の対応を行うため、児童相談所、民生児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による虐待防止のネットワークの充実・強化を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。

児童虐待が発見された場合、速やかに関係機関との連携を図りながら、個々のケースに応じた悪化予防対策、アフターケアを実施します。

- (3) 子供や子育てに関する施策の策定、実施、評価にあたり、当事者である子供や保護者の意見の聴取を行います。

また、教育を受け、遊び、休むといった子供の権利が侵害されているおそれのあるヤングケアラーについても、必要な支援につなげられるよう、学校や地域と連携し、その発見に努めます。

- (4) 妊産婦、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、こども家庭センターが関係機関と連携し、妊産婦、子供とその家庭を切れ目なく支援していくための総合相談体制の充実に努めます。
- (5) 母子家庭や父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、相談体制の充実を図り、施策や取り組みについての情報提供に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立を支援します。

3 令和6年度教育予算

(1) 項目別予算額

項 目	令和6年度		令和5年度	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)
教育総務費	352,637	8.3	303,693	8.1
教育委員会費	1,956	0.1	1,956	0.1
事務局費	138,412	3.2	105,772	2.8
教育センター費	89,087	2.1	77,808	2.1
学校給食共同調理場費	123,182	2.9	118,157	3.1
小学校費	191,936	4.5	215,652	5.8
学校管理費	120,222	2.8	117,177	3.1
教育振興費	61,271	1.4	43,376	1.2
学校建設費	10,443	0.3	55,099	1.5
中学校費	263,480	6.1	111,754	3.0
学校管理費	61,831	1.4	60,905	1.6
教育振興費	28,449	0.7	30,249	0.8
学校建設費	173,200	4.0	20,600	0.6
社会教育費	268,508	6.3	271,114	7.3
社会教育総務費	50,803	1.2	48,450	1.3
公民館費	57,548	1.3	50,932	1.4
図書館費	99,963	2.3	90,334	2.4
博物館費	45,258	1.1	46,362	1.3
社会教育施設費	14,936	0.4	35,036	0.9
保健体育費	351,124	8.2	173,776	4.7
保健体育総務費	73,722	1.7	63,095	1.7
体育施設費	277,402	6.5	110,681	3.0
児童福祉費	2,848,113	66.6	2,649,268	71.1
児童福祉総務費	112,421	2.6	91,884	2.4
児童育成費	2,386,545	55.8	2,238,199	60.1
母子等福祉費	90,686	2.1	98,316	2.6
児童福祉施設費	258,461	6.1	220,869	6.0
歳出合計	4,275,798	100.0	3,725,257	100.0

(2) 主な事業別予算額

事業名	予算額(千円)		内 容
<学校教育関係>			
高校生等学校生活支援事業費	9,726	⑨	通学に係る公共交通機関の定期券購入や教科書等の購入に対する支援
特別支援教育推進事業費	31,449		スタディ・メイトの配置(27名)
滑川中学校グラウンド改修事業費	169,700	⑨	滑川中学校グラウンドの舗装・設備の更新
<生涯学習関係>			
文化芸術振興費	11,664		ふるさと探検事業、学校地域交流事業、子どもサミット、郷土偉人顕彰事業
文化財保存調査費	2,869		滑川市内古建築第2次調査、埋蔵文化財詳細分布調査及び緊急発掘調査
なめりかわ未来学校事業費	3,000	⑨	なめりかわ未来学校協議会負担金
ふれあいのバス派遣事業費	2,518		ふれあいのバス事業旅行業務委託料
郷土芸能活性化事業費	732		各種郷土芸能育成団体に対する運営補助
地区公民館活動推進費	36,061		市内地区公民館(9カ所)にかかる管理運営費、コミュニティづくり推進事業委託料
図書館運営費	18,518		ミニコンサート開催費、図書館の運営にかかる事業費
子ども図書館管理運営費	26,707		子ども図書館の管理運営にかかる費用、学校図書館支援事業等
本とのふれあい推進事業費	641		開館10周年記念事業、子育て支援事業、出張おはなし会、読み聞かせ講習会等
展覧会等開催費	3,382	⑨	中・下新川の縄文後期展(仮題)、没号70年 高島高展(仮題)、滑川のネブタ流し写真展
<スポーツ関係>			
スポーツ推進委員費	3,475		推進委員報酬、ジャージ購入補助
市民スポーツ振興費	22,459		24競技種目を開催 各種大会開催費、大会派遣助成、大会派遣強化費等、スポーツの振興、スポーツ少年団育成に伴う経費、室内温水プール運営補助金
トップアスリート育成費	4,775		未来のアスリート育成のための強化費、全国大会等出場者激励費、トップアスリートによる講演会・講習会の開催等
ほたるいかマラソン開催助成費	2,000		「第27回滑川ほたるいかマラソン」運営補助金
スポーツ・健康づくり推進事業費	250	⑨	健康ポイント制度の実施、ウォーキングイベントを開催
地域連携部活動推進事業費	8,034	⑨	中学校運動部の休日部活動の地域連携・地域移行に向けた体制の整備
テニス村整備費	21,800		源泉井戸復旧工事補助金など
総合体育センター整備費	142,981	⑨	アリーナ床改修工事等床張替補強、アリーナ照

スポーツ・健康の森公園整備費	633	⑨	明LED改修整備など 屋内運動場の整地、天然芝エリア散水用ホースの更新
<児童福祉関係>			
保育所等施設整備補助金	5,693		保育所及び認定こども園の施設整備に対する補助
児童福祉事務費	3,723		子ども・子育て会議開催費、出生祝い品としてキラリンのガーゼハンカチを贈呈、富山広域連携中枢都市圏連携事業費
私立保育所等運営事業費	1,511,491		市内私立保育所、認定こども園及び市外の広域入所委託保育所等に対する委託運営費等 第2子以降の保育料を完全無料化 第1子の保育料を半額
私立保育所等育成事業費	3,868		市内私立保育所及び私立認定こども園の運営費対象外経費への助成及び保育所等建設償還金債務負担行為への助成
私立保育所等特別保育事業費	97,499		特別保育を実施している私立保育所及び認定こども園に対する補助金
放課後児童対策事業費	65,843		放課後児童健全育成事業の実施、生活・学習アドバイザーの派遣
放課後子ども教室開催費	2,785		放課後子ども教室、土曜子ども教室
児童手当支給費	543,836		中学校修了前までの子供を対象に一人につき以下の区分で養育者に支給 3歳未満、小学校修了前の第3子15,000円/月 小学校修了前の第1子・第2子、中学生10,000円/月 所得制限世帯5,000円/月
子ども・妊産婦医療給付費	150,972		18歳年度末までの入院、通院医療費の助成及び妊産婦の対象医療費の自己負担分の助成
養育医療給付費	902		未熟児の対象医療費の助成
子どもインフルエンザ予防接種助成事業費	6,935		生後6ヶ月歳から中学3年生までの任意予防接種である子どもインフルエンザ予防接種の一部助成
児童扶養手当支給費	72,751		母子・父子家庭等で一定の要件に該当する児童の扶養者に支給
ひとり親家庭等医療費給付費	13,887		両親のいない児童とその養育者及び母子・父子家庭の児童とその親の医療費の自己負担分を助成
市立保育所運営費	89,592		市立保育所の運営費 第2子以降の保育料を完全無料化 第1子の保育料を半額
児童館管理運営費	23,353		滑川市児童館の管理運営費
こども家庭センター運営費	5,353	⑨	妊娠期から子育て期にわたり児童福祉・母子保健の相談に応じ、切れ目のない支援を提供

4 教育行政の機構

(1) 教育委員

教育委員
 教育長職務代理者
 委員
 委員
 委員

上田良美
 山本なつみ
 金谷潤子
 道音博昭
 平田均

(2) 組織機構図

